

下記の阪急友の会の会則(契約約款)をよくお読みいただいたうえ、お申し込みください。

阪急友の会会則(契約約款)

株式会社 阪急阪神百貨店友の会

第1条 名称等

本会の名称は、阪急友の会（以下本会という）と称します。本会は、大阪市北区角田町8番7号所在の株式会社阪急阪神百貨店友の会が運営します。

第2条 目的

本会は、阪急百貨店の各店をご愛顧くださる日本国内居住の個人の会員によって組織され、お買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 特典

- 10,000円コース及び5,000円コースの会員は、ボーナス等の特典を受けられます。
- 招待コースの会員は、演劇・展覧会・行楽などの催物にご招待します。
- 各コースとも随時本会が企画する各種催物にもご参加いただけます。
- 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して、会費をその月中にお払い込みの会員に限らせていただきます。

第4条 入会、積立方法及び領収書の発行

- 本会へ入会ご希望のお客様は、
 - 窓口（店頭）において入会申込書に予約金として第1回分の会費相当額の現金を添えてお申し込みください。
 - 2回目以降の会費を金融機関での預貯金口座自動振替になさる方は、所定の用紙で内容ご確認のうえお申し込みください。
②の場合は事務手数料として会員1名義につき年300円（税込み）を口座自動振替開始月に会費と合わせて口座振替いたします。
なお、お一人様のお申し込み口数は、各コース10口までとします。
- 本会が入会を認めたときに入会ならびに契約成立といたします。契約成立とともに、予約金は第1回分の会費といたします。契約金額から第1回分を除いた残額については、下表に記載されている内容に基づき本会へお払い込みください。入会月は第1回分会費お払い込み月とします。なお、積立途中でのコース変更、1口の契約金額の変更及び満期受取額の分割はできません。

コース名	1口の契約金額 (積立金総額)	毎月の会費	ボーナス	満期お受取額 (会員証カード)	積立期間 及び回数	申し込み月	払い込み方法 及び払い込み期限
10,000円コース	120,000円	10,000円	10,000円	130,000円	1ヶ年12回	毎月	本会窓口ご持参払いの場合 は毎月末日まで、 金融機関での預貯金 口座自動振替の場合は 毎月26日 (金融機関休業日の 場合は翌営業日)
5,000円コース	60,000円	5,000円	5,000円	65,000円	1ヶ年12回	毎月	
招待コース	60,000円	5,000円	—	60,000円	1ヶ年12回	2月、6月、 10月	

- 預貯金口座自動振替をご利用の方で、引き続き改めて入会を希望される場合は、第1回分の会費を本会へ現金にてお払い込みください。
- お払い込みされた会費については、所定の領収書を会費お払い込みの都度発行いたします。預貯金口座自動振替入金の場合の領収書は、預貯金通帳への記帳をもってかえさせていただきます。領収書は、お買物カードとしてのご利用手続きが完了するまで保管願います。
- 銀行（金融機関）等への預金と異なり、お払い込みされた会費には利息は発生いたしません。

第5条 会則(契約約款)の交付・再交付

- 本会は、入会お申し込みの際に、本会則(契約約款)を入会ご希望のお客様に書面により交付します。本会則(契約約款)は、契約条件等が記載されたものですので、大切に保管してください。
- 本会則(契約約款)を紛失等された場合には、お申し出により、所定の手続きを行い、速やかに本会則(契約約款)を再交付いたします。

第6条 会員証カード(会員証・お買物カード)

- 契約成立により会員となられた方には会員証カードをお渡します。会員証カードは、本会則(契約約款)第9条に規定される所定の手続きにより、商品等とお引換えできるお買物カードとしてのご利用ができるようになります。また、会員証カードは、商品等とお引換えの際及び各種特典をお受けになる際ならびに会費のご持参払い等の各種手続きが必要となりますので、大切に保管してください。解約の際、及び解約後残額が0円になられた際は、会員証カードを本会窓口にご返却ください。
- 会員証カードの紛失、盗難又は破損の場合には、お申し出により、所定の手続きを行い、会員証カードを再発行します。その場合、再発行1件につき300円（税込み）の手料をいただきます。なお、再発行時に旧会員証カードは無効とします。また、会員証カードの紛失又は盗難により、商品等とお引換えできるお買物カードの残高を失われた場合には、本会はその責を負いませんので、ご了承ください。

第7条 本人確認

各種手続きにおいて本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの（運転免許証・健康保険証・パスポート等の公的書類等）の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合は、委任状等本会が定める書類をご提出していただきます。

第8条 住所変更等の届け出

- 入会の際に届け出いただいた住所、氏名、電話番号、預貯金口座等に変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。この届け出がない場合には、本会への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。また、住所等が変更となり、本会に届け出がない場合には、お買物カードとしてのご利用等所定の手続きができない場合もありますので、ご注意ください。
- 会員は、本会が認めた場合を除き、この契約に基づく権利を譲渡し、又は名義変更を行うことはできません。

第9条 会費完納とお買物カードとしてのご利用手続き等

- 会費の完納は、契約金額を積立期間の最終月まで毎月継続してお払い込みになることを言い、満期は積立期間の最終払い込み期限とします。会費完納及び満期後、満期のご案内を行います。満期のご案内は、お払い込み方法が本会窓口持参の場合には本会窓口にて、預貯金口座自動振替の場合には郵送にて行います。
- 本会は、本会則(契約約款)による会費完納及び満期後所定の手続きをもって、
 - 10,000円コース及び5,000円コースは、会員証をお積立総額にボーナスを加えた額のお買物カードとしてご利用できるようにします。
 - 招待コースは、会員証をお積立総額のお買物カードとしてご利用できるようにし、あらかじめご案内する各種催し物にご招待いたします。なお、ご招待先の一部に差額をいただくことがあります。その際には、ご招待前に差額をご通知し、会員のご確認をいただきます。
- お買物カードとしてのご利用手続きは、会費完納及び満期後1ヵ月以内の一定日以後に、所定の手続き（①会員証カード②ご本人の印鑑③本会窓口又は郵送にてお渡しする満期通知のご持参）により本会窓口にて承ります。このお買物カードとしてのご利用はご本人に限ります。なお、本会が認めた場合を除き名義変更はできません。
また、本会は、盗難、紛失等の責を負いませんので、商品等にお引換えされるまで十分ご注意ください。万一、災害等に見舞われた場合には、その理由が正当かつ妥当なもの認められる場合に限り、所定の手続きにより、再発行を承ります。
- 会員は、お買物カードを安全にご利用いただくために、お買物ご利用1日限度額をご希望金額(50,000円単位)で設定することができます。
- 本会は、違法又は不正な目的によるお買物カードの利用のおそれがあるときは、一時的にお買物カードの利用を停止する場合があります。

第10条 商品引換え等

お買物カードをご提示いただければ、阪急百貨店、阪神百貨店の各店における取扱い商品等のうち、お買物カードのお買物可能残額（商品等をお引換えになられた残額）の範囲内で商品等とお引換えいたします。ただし、次の商品等のご利用除外となります。

阪急友の会・阪神みどり会窓口での入金やお支払い、商品券、全国百貨店共通商品券、各種ギフト券・ギフトカード、図書カード等、また、配送の場合の代金引換え商品、オンラインショッピングでのお支払い、掛売入金、株主ご優待券利用時のお支払い、各種ご優待制度との併用、その他特に指定するもの等。詳細は本会則（契約約款）第16条記載の本会窓口にお問い合わせください。お買物カードのお買物可能残額は、お買上時のレシートに記載されます。お買物可能残額確認のため、必ずレシートを保管してください。

第11条 解約等

- (1) この契約は、会員のお申し出により、解約することができます。
- (2) 本会は、会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。
 - (イ) 第2回目以降の会費のお払い込みについて、本会の定める期間（払い込み期日より1カ月）を超えて遅滞されたため、本会から20日以上相当の期間を定めて、そのお払い込みを書面にてご催告したにもかかわらず、その期間内にお払い込みがなかった場合。
 - (ロ) 入会申込書その他の届け出に虚偽の記載があった場合。
 - (ハ) 本会則（契約約款）のいずれかに違反し、本会が会員として不適格であると判断した場合。
 - (ニ) 第三者への譲渡転売その他不正又は不適切な目的での入会であると本会が判断した場合。
 - (ホ) 暴力団、総会屋等又はこれらに準じる反社会的勢力の構成員又は準構成員である等の関わり合いがあることが判明した場合。
 - (ヘ) その他会員として不適格であると本会が判断した場合。
- (3) 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することとなったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合には、解約することができます。
- (4) 解約手続きは、ご本人確認のため、原則として本会窓口にて行います。その際には会員証カードと印鑑が必要となります。

第12条 解約に伴う会費等の精算

(1) 会員が前条(1)又は(2)により解約されたときの精算は、(1)の解約の申し出の日又は(2)の催告期間の終了の日から45日以内（この項において「解約精算期間」といいます。）に、次の(イ)又は(ロ)により、行わせていただきます。なお、既にお払い込みの会費相当額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅するものとします。

- (イ) 積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの会費に相当する額の現金を本会から受領することができます。なお、招待コースは、ご解約月により特典相当額を差し引いた現金を本会から受領することができます。この場合、特典相当額は年3回のご招待で5,000円とさせていただきます。
 - (ロ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等にお引換えされたお買物カード残額からボーナス特典部分の額を差し引いた金額を現金で本会から受領することができます。なお、招待コースの特典部分は5,000円相当額とさせていただきます。（従って、ボーナス特典部分の額を享受いただけないこととなります。）
- (2) 会員が前条(3)により解約されたときは、(イ)積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの会費の額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、(ロ)積立期間満了後の場合には、それまでに商品等にお引換えされたお買物カード残額からボーナス特典部分の額を差し引いた額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、遅滞なく本会から受領することができます。

第13条 営業保証金及び前受金保全措置等

(1) 本会は、割賦販売法に基づき、会員がお払い込みの会費及び契約金額に相当する商品等にお引換えされていないお買物カードの残額の合計額の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務付けられており、次の機関と営業保証金の供託及び前受業務保証金の供託委託契約締結により前受金保全措置を講じています。

営業保証金の供託所	大阪法務局	大阪市中央区谷町2丁目1番17号
供託委託契約の受託者	日本割賦保証株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目13番3号 虎ノ門東洋共同ビル
供託委託契約の受託者	日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号
供託委託契約の受託者	三井住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号
供託委託契約の受託者	株式会社みずほ銀行	大阪市中央区今橋四丁目二番一号

ただし、上の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、本会窓口まで直接お問い合わせください。

(2) 本会が倒産、破産等により、前条(2)の支払いが不能となった場合は、会員は、既にお払い込みの会費又は商品等にお引換えされていないお買物カードの残額について、割賦販売法に基づき、(1)の営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第14条 個人情報の利用等

会員及び入会を申し込まれた方（以下「会員等」といいます。）は、本会が会員等の個人情報を以下のとおり取扱うことに同意します。

- (1) 本会は、本会則（契約約款）に基づき、商品の売上の取次ぎ業務及び本業務について連絡をする必要がある場合、ならびに会員あてに商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の宣伝印刷物送付等による営業案内のため、会員等の個人情報〔入会の際に本会に届け出いただいた氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、e-mailアドレス、会員番号、契約コース名、前受金残高、お買物カードの利用状況等に関する情報〕を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をしようとして収集・利用します。
- (2) 本会と個人情報の提供に関する契約を締結した（株）阪急阪神百貨店を含むH2O リテイリンググループ各社は、会員あて宣伝印刷物送付等による営業案内のため、個人情報を共同利用します。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。共同利用に関する管理責任者は（株）阪急阪神百貨店友の会とします。なお、H2O リテイリンググループ各社の社名は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社のホームページ [http://www.h2o-retailing.co.jp/] で公表しています。
- (3) 会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するように求めることができます。開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。また、個人情報保護法上の手続き違反があった場合には、利用停止を求めることができます。
- (4) 各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止のお申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは、本会則（契約約款）第16条記載の本会ご相談窓口までお願いします。

第15条 営業地域

本会の営業地域は、次のとおりとします。

大阪府、兵庫県、福岡県、東京都、及び神奈川県

第16条 本会に対するご相談窓口

本会に関するお問い合わせ、ご意見等は、下記窓口で承ります。

阪急友の会 住所 大阪市北区角田町8番7号 電話 06-6361-1381（阪急うめだ本店 代表）